

スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱

第1 目的

スモンに罹患している者（以下「スモン患者」という。）に、はり、きゅう及びマッサージ（以下「はり等」という。）を実施することにより、スモンに対するはり等治療に関する研究を行うことを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は埼玉県とする。

第3 対象患者

県内に住所を有するスモン患者であって、はり等による治療を希望するものとする。

ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の被保険者又は被扶養者であって、現に当該医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）のいずれかによるはり等に関する療養の給付又は療養費の支給を受けている者並びに生活保護法によるはり等に関する医療扶助を受けている者は除くものとする。

第4 事業の実施

1 事業の実施は、知事が委託契約を締結した、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2に規定する施術所（同法施行規則第24条の2に規定する施術者を含む。以下「施術所」という。）において、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師が、スモン患者に対し、はり等の施術を実施することにより行うものとする。

2 知事は、前項に規定する施術所において、はり等の施術を受けたスモン患者に対して「スモン総合対策について」（昭和53年11月21日薬発第1527号通知）に定められた額を支払うものとする。

ただし、施術に要した費用が、この金額に満たない場合は、当該要した費用とする。

3 スモン患者に対し、鍼通電方式（「スモン患者に対する鍼などの施術について」の2「スモン調査研究班において試みられた鍼、鍼通電の方式」の（1）鍼通電をいう。）によるはりを実施した施術所は、知事に対し、当該施術に関する研究報告を行うものとし、知事は、当該研究所報告を行った施術所に対し、研究謝金として1回につき300円を支払うものとする。

4 スモン患者が歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き、本事業により施術を行った場合には、スモン患者に対して、往療料として、下記の金額を支払うものとする（ただし、実際に要した費用がこの金額に満たない場合は、当該要した費用とする）。

往療料 患者1人1回につき2,300円（原則、片道16km以内）

第5 治療研究の期間

治療研究の期間は、同一患者につき、1年を限度とする。ただし、必要と認められる場合はその期間を更新できるものとする。

第6 治療研究の申請

- 1 治療研究の申請は、対象患者又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）が、スモン施術受給者証交付申請書（様式1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
 - (1) 診断書
 - (2) 対象患者の住民票抄本

- 2 前項の規定にかかわらず、現に埼玉県特定疾患医療給付事業の適用を受けている対象患者は、申請に際し、診断書及び住民票抄本の添付を省略することができるものとする。

第7 治療研究の決定等

- 1 知事は、第6に定める申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、治療研究の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 2 知事は、前項の規定により治療研究の承認を決定したときは、スモン施術受給者証（様式2号。以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定により治療研究の不承認を決定したときは、スモンに対するはり等治療研究の不承認について（様式3号）により、申請者に通知するものとする。

第8 受給者証の提示

対象患者が、はり等の施術を受けるとき、受給者証を委託施術所に提示するものとする。

第9 受給者証の再交付

受給者証を紛失、破損又は汚損したときは、再交付を受けることができるものとし、この場合申請者は、スモン施術受給者証再交付申請書（様式4号）に受給者証を添えて（紛失した場合を除く。）知事に申請するものとする。

第10 受給者証の返還

対象患者が次の各号の1に該当するときは、速やかに、知事に受給者証を返還するものとする。

- (1) 施術の必要がなくなったとき
- (2) 受給者証の有効期間が満了したとき
- (3) 県内に住所を有しなくなったとき

第11 施術費等の請求及び支払

1 施術費の請求は、原則としてスモン患者に対し、はり等を実施した施術所が、その患者の了承を得、知事にスモン施術費等請求書（様式5号）を提出することにより行うものとする。

2 第4の3によるはりを実施した施術所は、知事に、スモンに対する鍼通電研究報告書（様式6号）及びスモン研究謝金請求書（様式7号）を提出するものとする。

3 知事は、前2項の規定により、施術費等の請求書を受けたときは、その内容を審査し適正なものと認めたときは、その施術費等を施術所に対し、速やかに支払うものとする。

第12 届出事項

申請者は、スモン施術受給者証再交付申請書の記載事項に変更があったときは、スモン施術受給者証交付申請書記載事項変更届（様式8号）に受給者証及びこれ

を証する書類を添えて速やかに知事に届出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年6月13日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和55年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前までに、従前の規定によってなされた申請及びその他の手続きは、この要綱の規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和55年6月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月3日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月19日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月25日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月2日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。ただし、第3については、昭和58年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、国家公務員等共済組合法の改正については、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月2日から施行し、昭和59年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月20日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月27日から施行し、昭和61年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年7月25日から施行する。ただし、回数については、昭和63年4月1日から適用し、金額については、昭和63年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年7月20日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月20日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年7月19日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年3月6日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。